

学 則

令和 7年 4月 1日

名古屋文理大学短期大学部

名古屋文理大学短期大学部学則

第1章 目的および使命

第 1 条 本学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、かつ自由と責任を重んずる立学の精神に則って、科学文化教育とくに栄養・食に関する諸科学と文化教養の教育をおこない、もって学識深く心身健全にして社会有為な人材の育成を目的とし、科学文化の振興と社会福祉の増進に寄与し、延いては国家の発展と世界平和の実現に貢献することを使命とする。

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、目的および社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価をおこなう。

2. 前項の点検および評価をおこなうにあたっての項目の設定・実施体制等については、別に定める。

第2章 学 科

第 3 条 本学に次の学科及び専攻を置く。

食物栄養学科
栄養士専攻
製菓専攻

2. 学科の目的は次の通りとする。

食、栄養、健康の関連性ならびに食の楽しさを基礎にした資格教育と文化教養の教育をおこない、栄養士法に基づく栄養士ならびに製菓衛生師法に基づく製菓衛生師を育成することを目的とする。これらの目的を達成するために、栄養士専攻と製菓専攻を置く。

①栄養士専攻

食と栄養・健康に関心をもち、栄養士の使命を理解し、将来、栄養士として社会に貢献する人材を育成する。

②製菓専攻

食の楽しさを追求する創造性と技術を有し、食の安全性への強い意識をもち、将来、製菓衛生師として製菓の分野で活躍する人材を育成する。

第3章 学年・学期および休業日

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 学長は前項の授業期間を変更することができる。

第6条 休業日は次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に
規定する休日

本学創立記念日 11月8日

夏期休業日 8月1日から8月31日まで

冬期休業日 12月26日から翌年1月7日まで

春期休業日 3月26日から3月31日まで

2. 学長は前項の休業日を変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 学 生 定 員

第7条 学生定員は次の通りとする。

食物栄養学科

栄養士専攻 入学定員 80名 収容定員 160名

製菓専攻 入学定員 30名 収容定員 60名

第5章 修業年限および学科課程

第8条 修業年限は2ヶ年とする。

第 9 条 授業科目を分けて、基礎教育科目、専門共通科目および専攻専門教育科目とする。

2. 授業科目の種類・単位数等は、別表第一の通りとする。

第 10 条 前条に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置く。

2. 授業科目の種類・単位数等は、別表第二の通りとする。

第 10 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより実施するものとする。

2. 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 第 2 項の規定による方法で履修し修得した単位は、30 単位を超えない範囲で卒業要件として認定することができる。

第 11 条 修業年限は 2 年であるがその間に履修すべき授業科目および単位数は次の通り 62 単位とする。

(1) 食物栄養学科栄養士専攻

科 目	卒業要件 単位数	備 考
基礎教育 科目	14 単位 以上	
専門共通 科目	12 単位 以上	左記の単位数には、専門共通科目及び専攻専門教育科目に定める選択必修科目より 3 科目以上を履修し、修得した単位を必ず含むこと。
専攻専門 教育科目	36 単位 以上	
合計	62 単位 以上	

(2) 食物栄養学科製菓専攻

科 目	卒業要件 単位数	備 考
基礎教育 科目	14 単位 以上	
専門共通 科目	12 単位 以上	左記の単位数には、専門共通科目及び専攻専門教育科目に定める選択必修科目より 3 科目以上を履修し、修得した単位を必ず含むこと。
専攻専門 教育科目	36 単位 以上	
合計	62 単位 以上	

2. 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位、および短期大学設置基準第 15 条第 1 項に規定する文部科学大臣が別に定める学修を、8 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 この規定は、本学の承認を受けて学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。
3. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第 48 条により修得した単位を含む）、および短期大学設置基準第 15 条第 1 項に規定する文部科学大臣が別に定める学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 この規定により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 8 単位を超えないものとする。
- 3 この規定により単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮はおこなわない。
4. 1 年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め 35 週を原則とする。
5. 履修の上限に関して必要な事項は別に定める。

- 第12条 各授業科目の単位数は1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習および実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技の内二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第6章 試験および卒業

- 第13条 試験は通常毎学期末において実施する。

- 第14条 授業科目の成績は試験その他の成績により担当教員が判定する。

- 2. 成績判定はA+・A・B・C・Dの評価で表わしC以上を合格、Dを不合格とする。
- 3. 不合格科目については一定期間を経た後、再試験をおこなうことができる。
- 4. 評価に関して必要な事項は別に定める。

- 第15条 2ヶ年以上在学し第11条に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 第16条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- 第17条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科に関する専門科目および教職に関する専門科目を履修しなければならない。

2. 本学において取得できる教員免許状の種類は次の通りとする。
- 食物栄養学科
栄養士専攻 栄養教諭2種免許状

第7章 入学・退学・休学および転専攻

第18条 入学の時期は学年の始めとする。

第19条 本学に入学することのできる者は次の各項の一に該当する者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

第20条 入学志願者については別に定めるところにより選考をおこなう。

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の手続をおこなう。

2. 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第22条 退学した者において再入学を願い出た者は選考の上、許可することができる。

第23条 大学に転入を願い出た者は選考の上、許可することができる。

第24条 学生は4ヶ年を超えて在学することができない。

第25条 在学中学生の守らなければならない事項については別に定める。

第26条 退学しようとする者はその事由を具し学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第 27 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 1 学期以上休学しようとするときはその事由を具し、学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書の添付を必要とする。

第 28 条 疾病の種類によっては休学を命ずることがある。

第 29 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2. 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。

3. 休学の期間はこれを在学期間に算入しない。

第 30 条 休学中の者においてその事由がやみ復学しようとする時は学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第 31 条 他の大学の入学試験に応じまたは転学しようとする者はその事由を具し、学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第 32 条 本学の他の専攻へ転専攻しようとする者はその事由を具し、学科長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

第 33 条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 24 条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第 29 条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り督促しても、なお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第 8 章 授業料・入学料および検定料

第 34 条 授業料等は、別に定める金額を毎年前後 2 期に分けて徴収する。

2. 徴収時期は前期分（4 月～9 月の分）は 4 月中、後期分（10 月～翌年 3 月の分）は 10 月中とし、それぞれ年額の 2 分の 1 を徴収する。

第 3 5 条 退学の場合は該当期分の授業料等を徴収する。

2. 停学を命ぜられた時はその期間中も授業料等を徴収する。

3. 休学の期間は授業料等を徴収しない。

4. 休学の期間の在籍料は別に定める。

第 3 6 条 授業料等を所定の期間内に納めない時は講義その他の課程に出席した
たは図書の閲覧・学内施設を利用することができない。

第 3 7 条 入学志願者は、別に定める検定料を納めなければならない。

2. 入学手続にあたっては、別に定める入学金を納めなければならない。

第 3 8 条 既納の授業料・入学料等はいかなる理由があってもこれを返付しない。
ただし、入学手続き後本学所定の期日までに入学辞退を申し出た者につ
いては、入学金を除く学納金を返付することがある。

第 9 章 職 員 組 織

第 3 9 条 本学に次の職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 助教 助手 講師 事務職員 技術職員
その他

第 4 0 条 学長は本学の校務を掌り職員を統督する。

学長は校務の一部を副学長その他に委任することができる。

第 4 1 条 教授、准教授および助教は学生を教授しその研究を指導しならびに研
究に従事する。講師の職務は教授または准教授に準ずる。

第 4 2 条 事務職員は上司の命を承け部局その他の事務を分掌する。

技術職員は上司の命を承け技術に従事する。

第 4 3 条 各学科に学科長を置く。学科長は学長の命を承け、その学科に関する
事項を掌る。

- 第44条 図書情報センターに図書情報センター長を置く。
図書情報センター長は学長の命を承け図書情報センターに関する事項を掌る。
- 第45条 本学に事務局学務部を置く。
- 第46条 教授会は教授、准教授および助教で組織し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。
2. 教授会は学長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上の要求があった時、学長が召集開会する。
 3. 教授会の議長は学長がこれに当たる。学長に支障があるとき等は、あらかじめ学長が指名した者がこれにあたる。
- 第47条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- 1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
 - 2) 学位の授与に関する事項
2. 教授会は、前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - 1) 教育研究の基本方針に関する事項
 - 2) 教育課程の編成に関する事項
 - 3) 学術研究の推進に関する事項
 - 4) 学生の資格認定および身分に関する事項
 - 5) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項
 - 6) 学則その他重要な規則等の制定および改廃に関する事項
 3. 学長は、前項に規定する事項のうち特に重要と認める事項については、教授会を招集し審議のうえ、決定する。
 4. 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生および外国人留学生

第48条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2. 科目等履修生には、本学則第13条および第14条の規定を準用して単位を与えることができる。
3. 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第49条 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、聴講生として聴講を許可することがある。

2. 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第50条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 懲戒および賞

第51条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

第52条 懲戒の種類は譴責・停学・退学とする。

2. 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対しておこなう。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第53条 学生で品行方正・学術優秀な者、または学生の模範となるべきおこないをした者は、教授会の議を経て学長はこれを賞することができる。

第12章 図書情報センター

第54条 本学に図書情報センターを置く。

2. 図書情報センターに関する規定は別に定める。

第13章 地域連携センター

第55条 本学に地域連携センターを置く。

2. 地域連携センターに関する規定は別に定める。

第14章 学則の改廃

第56条 この学則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が承認し、理事会が行う。

附 則

1. 本学則は昭和41年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和44年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和46年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和48年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和49年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和50年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和51年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和52年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和53年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和54年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和56年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和57年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和58年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和60年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和61年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和62年4月1日より施行する。
1. 本学則は昭和63年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 元年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 2年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 3年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 4年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 5年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 6年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 7年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成 8年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成12年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成13年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成14年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成15年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成17年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成18年1月1日より施行する。
1. 本学則は平成18年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成19年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成20年4月1日より施行する。
1. 本学則は平成21年4月1日より施行する。

1. 本学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 2 年 4 月 22 日より施行する。
1. 本学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
1. 本学則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。